

県からのお知らせ

Info.

「認定NPOのご相談」
は「認定NPO法人
専門員」へ

県庁NPO・文化国際課では「認定NPO法人」を目指す県内のNPO法人を支援するために、平成24年4月から認定NPO法人専門員を配置しました。

「うちの法人は認定NPO法人の基準に合致するのかわ？」 「認定NPO法人になるには、どんな申請書類を用意すればよいのか？」 など、認定NPO法人に関する相談や申請の窓口については、こちらをご覧ください。

認定NPO法人専門員
の伊藤です。
仮認定制度による
申請については24
年度から3か年の
経過措置が
あります。
お気軽に
ご相談
ください。



●認定NPO法人
専門員による相談窓口

岩手県政策地域部 NPO・文化国際課
平日 午前9時～午後4時
(ただし金曜日は午後3時まで)
〒020-8570
盛岡市内丸10-1
TEL: 019-629-5199
FAX: 019-629-5339
E-mail FA0042@pref.iwate.jp

認定NPO法人に
なるためのステップ



こうした認定NPO法人のメリットを受けるためには、認定を受けなければなりません。

- ② 損金算入の利点
法人にあっては、法人が認定NPO法人へ寄附をした場合、経費の枠(損金算入限度額といいます。)が、拡大されたので認定NPO法人にとっては寄附をもらいやすくなりました。
- ③ 相続税非課税の利点
遺産を相続した相続人等が、認定NPO法人に相続税の申告期限までに寄附した相続財産等に対して相続税が非課税とされます。(相続税は改正予定で、改正後の最高税率は55%です。)
- ④ 東日本大震災に関連する特例
このほかに、東日本大震災に関連して法人・個人が行った寄附金については、特別の取扱があります。

さらに、認定NPO法人としての認定を受けるためには、次のような要件が求められます。

- 経常収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上(以前は3分の1以上でした)
- 各事業年度中の寄附金の金額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上
- 都道府県・市町村から条例で個別指定

りませんが、その際、幅広く市民の支持を得ているかどうかのテストを乗り越えなければなりません。このテストを「パブリック・サポート・テスト(PST)」といいます。

「パブリック・サポート・テスト(PST)」には次のような項目があります。

今回新たに2つの基準が追加され、3つの基準の中から選択できることになりました。

仮認定制度を
活用しましょう



仮認定制度も活用したいところです。設立の日から5年を経過しないNPO法人は、上記のPSTが免除されます。平成27年3月末までは、設立して1年以上

- 事業活動において、共益的な活動(仲間つち)の占める割合が、50%未満であること。
- 運営組織及び経理が適切であること。
- 事業活動の内容が適正であること。(宗教活動、政治活動、同族経営などについて)
- 事業報告書等の書類が閲覧できるようにされていること。
- 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

められ、適切な団体運営が求められますので留意しましょう。

で2事業年度を終えているNPO法人なら法人設立の日から5年を経過した法人であっても申請可能なのでチャンスです。

寄附者がゼロでも、寄附金がゼロ円であっても、その他の要件を満たしていれば、「仮認定」を受けられるので、この仮認定制度を活用して、寄附金控除が受けられますよと市民に向けてアピールし「3千円・100人」の寄附集めをしながら認定NPO法人へステップアップしていくことが可能になります。

但し、この仮認定NPO法人にはみなし寄附金と相続税の非課税は認められていません。また、仮認定NPO法人の有効期間は3年です。この点には留意が必要ですよ。

いずれにしても、「年3千円以上の寄附者」を「年平均100人以上」募れば認定NPO法人になります。少しがんばってこの「3千円・100人」を集めて認定に挑戦してみましょう。